

道交法改正案 閣議決定

自動運転レベル3 携帯電話の使用解禁へ

政府は8日、レベル3（条件付き自動運転）での自動運転中の携帯電話使用を解禁する道路交通法改正案を閣議決定し、国会に提出した。改正案は、2020年にレベル3の実用化を目指す政府方針を踏まえたもの。併せて、一般車運転中の携帯電話使用に関する罰則を強化し、危険を伴わない使用などでも懲役刑を規定する。

（辻本亮平）

一般車では罰則強化

自動運転中の携帯電話使用の解禁は、トラブルに即座に対応できることが要件。携帯電話と併せ、カーナビなどへの注視も解禁する。また、自動運転車に作動状態記録装置の搭載を義務付け、整備不良が疑われる場合、警察官が記録の提示を求められるようにする。

以下、年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げる。危険を伴わない場合でも、

厳罰化する。

警察庁が18年12月25日から19年1月23日まで行った意見公募には、152件の意見が寄せられた。自動運転中の携帯電話使用の解禁に対しては「違反に問わない方が世界（の水準）に追い付ける」「他の行為も許容すべき」といった意見があった一方、「スマートフォン（スマホ）でメールを打ち込んでいる状態から、瞬時に運転操作を正しく引き継ぐことは不可能」「自動運行装置の安全性がどこまで確立されているか不明で、誤作動による事故が起こるのではないか」といった指摘も出た。

また、携帯電話使用に関する罰則の強化については「妥当な内容」「より厳しくすべき」といった意見が寄せられた。

車両法改正案も提出

保安基準など制度見直し

一方で、一般自動車運転中の携帯電話使用、カーナビ注視への罰則を強化。罰金の引き上げなどを行う。交通の危険を伴う場合、現行では「3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金」となっているが、これを「1

政府は8日、「道路運送車両法」の改正案を閣議決定し、国会に提出した。2020年にレベル3（条件付き自動運転）以上の自動運転車を実用化する目標を踏まえ、保安基準や点検整備など安全を担保する制度を見直す。

自動運転車の実用化を見据え、現行法をそれに沿った内容に改める。具体的には、自動ブレーキなどの普及、通信によるソフトウェア更新などに対応させる。このため、保安基準の対象に「自動運行装置」を追加。また、自動運行装置の使用条件を、国交相が装置ごとに設定することとする。

また、地方運輸局長の認証が無いと事業として行えない「分解整備」の範囲を、自動運行装置など先進技術の整備まで拡大。名称を「特定整備」に改め、自動車メー

（辻本亮平）